（水産業協同組合法の一部改正）

第二十三条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「第六百二十七条第二項及び第六百二十八条」を「第六百一条から第六百八条まで、第六百十三条及び第六百十四条」に改める。

第十三条第二項中「預証券及び質入証券又は」を削る。

第十五条中「第六百十六条から第六百十九条まで及び第六百二十四条から第六百二十六条まで」を「第六百九条から第六百十二条まで及び第六百十五条から第六百十七条まで」に改める。

（水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　旧寄託契約に基づく預証券及び質入証券に記載してはならない文字については、前条の規定による改正後の水産業協同組合法第十三条第二項（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（水先法等の一部改正）

第二十五条　次に掲げる法律の規定中「期間傭船」を「定期傭船」に改める。

一　水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第三十五条第一項ただし書

二　内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第二条第二項

三　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第四条第六号ロ

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第二十六条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の三第三項中「第六百二十七条第二項（預証券の規定の準用）及び第六百二十八条（倉荷証券による質入）」を「第六百一条から第六百八条まで、第六百十三条及び第六百十四条」に改める。

第九条の六中「第六百十六条から第六百十九条まで及び第六百二十四条から第六百二十六条まで（寄託者又は証券の所持人の権利及び倉庫営業者の責任）」を「第六百九条から第六百十二条まで及び第六百十五条から第六百十七条まで」に改める。

（海上運送法の一部改正）

第二十七条　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「貸渡（期間よう船）」を「貸渡し（定期傭船）」に改める。

（地方税法の一部改正）

第二十八条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条の十三第一項中「の各号」を削り、同項第四号中「第八百十条」を「第八百二条」に改め、「、国際海上物品運送法（昭和三十二年法律第百七十二号）第十九条の先取特権」を削る。

第七十二条の二十四の二第三項第二号中「積荷保険」を「貨物保険」に、「又は第八百二十条に規定する」を「に規定する貨物保険契約に係る」に改め、同項第五号中「積荷保険」を「貨物保険」に改める。

（漁船損害等補償法の一部改正）

第二十九条　漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百十一条の五」を「第百十一条の四」に、「第百二十六条の七」を「第百二十六条の六」に改める。

第百十一条の四を削る。

第百十一条の五の見出しを「（保険法の準用）」に改め、同条中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百三十四条第一項、第八百三十六条第一項及び第二項並びに第八百三十七条から第八百四十一条まで並びに」及び後段を削り、同条を第百十一条の四とする。

第百十三条の十六第二項中「、満期保険の保険の目的たる漁船を満期前の事故により委付した場合又は満期保険の保険の目的たる漁船が満期前の事故により委付された場合」を削る。

第百二十条第一項ただし書中「又は委付」を削る。

第百二十六条の六を削る。

第百二十六条の七中「、商法第八百三十四条第一項、第八百三十六条第一項及び第二項、第八百三十七条第一項及び第二項並びに第八百三十八条から第八百四十一条まで」を削り、「第百二十六条の七に」を「第百二十六条の六に」に改め、「、商法第八百三十四条第一項中「六ケ月間」とあるのは「農林水産省令ヲ以テ定ムル期間」と、同法第八百三十六条第一項中「三ケ月内」とあるのは「農林水産省令ヲ以テ定ムル期間内」と、同条第二項中「第八百三十三条第一号、第三号及ビ第四号」とあるのは「漁船損害等補償法第百二十六条の六第一項第一号及ビ第三号」と」を削り、同条を第百二十六条の六とする。

第百三十一条中「第百二十六条の七」を「第百二十六条の六」に改める。

第百三十六条中「委付により取得した一切の権利及び第百十一条の五」を「第百十一条の四」に改める。

第百四十一条第一項中「第百二十六条の七」を「第百二十六条の六」に改める。

第百四十三条の十一第三項中「商法第八百三十四条第一項、第八百三十六条第一項及び第二項、第八百三十七条第一項及び第二項並びに第八百三十八条から第八百四十一条まで並びに」を削る。

（漁船損害等補償法の一部改正に伴う経過措置）

第三十条　施行日前に成立した前条の規定による改正前の漁船損害等補償法に基づく漁船保険、漁船船主責任保険、漁船積荷保険及び任意保険（以下この項において「旧漁船保険等」という。）の保険関係並びに旧漁船保険等に係る再保険関係については、なお従前の例による。

2　漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第三十九号）附則第五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる普通保険、漁船船主責任保険、漁船積荷保険及び任意保険（以下この項において「旧普通保険等」という。）の保険関係並びに同条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧普通保険等に係る再保険関係及び当該再保険関係に係る事業に係る再保険関係については、なお従前の例による。

（倉庫業法の一部改正）

第三十一条　倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

目次及び第一条中「倉庫証券」を「倉荷証券」に改める。

第二条第四項を削る。

第二章の章名、第八条第二項、第十三条の見出し及び同条第一項並びに第十四条中「倉庫証券」を「倉荷証券」に改める。

第二十二条の見出しを「（倉荷証券の発行の停止及び許可の取消し）」に改め、同条中「倉庫証券」を「倉荷証券」に改める。

第二十九条第四号及び第五号中「倉庫証券」を「倉荷証券」に改める。

（倉庫業法の一部改正に伴う経過措置）

第三十二条　旧寄託契約に基づく預証券及び質入証券についての倉庫業法の適用については、なお従前の例による。

（国税徴収法の一部改正）

第三十三条　国税徴収法の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第四号中「第八百十条（救助者の先取特権）」を「第八百二条（積荷等についての先取特権）」に改め、「（船舶債権者の先取特権）、国際海上物品運送法（昭和三十二年法律第百七十二号）第十九条」を削る。

第七十条の見出し及び同条第一項中「差押」を「差押え」に改め、同条第二項ただし書中「発航の準備が終つた」を「航行中の」に改め、同条第四項中「差押の」を「差押えの」に改め、同条第五項中「差し押えた」を「差し押さえた」に、「申立」を「申立て」に改める。

（国税徴収法の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条　施行日前にされた差押えをする旨を予告する通知に係る国税については、前条の規定による改正後の国税徴収法第七十条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。